

事業系廃棄物夜間収集

実施要領



クリーンタウン
世田谷®

世田谷トラック運送事業協同組合

区内商店街一般廃棄物夜間収集モデル事業

後援

東京商工会議所世田谷支部
世田谷区商店街連合会
世田谷区商店街振興組合連合会

令和3年7月

ゴミ収集日

ゴミはすべて、**専用のポリ袋**に入れて出してください。

注意 右記以外の袋は使用できません。



赤 可燃ゴミ



緑 不燃ゴミ



黄 資源ゴミ



リサイクルシール
段ボール・古紙

	日	月	火	水	木	金	土
可燃ゴミ							—
不燃ゴミ	—		—	—		—	—
資源ゴミ	—		—	—		—	—
段ボール・古紙	—	—		—	—	—	—

ゴミ出し時間

ゴミはすべて、**24時までに出してください**

祝日のゴミ出しはできません。(金曜日が祝日の場合は回収します。)

※ゴールデンウィーク、年末年始はその都度お知らせいたします。

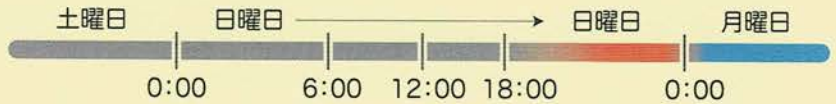
URL <http://www.setagaya-truck.com/works.html>



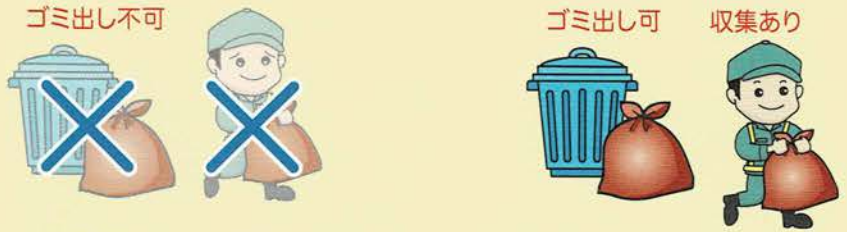
24時を過ぎて出すと、回収できない場合があります。

※各店頭に出してください。戸別回収をします。

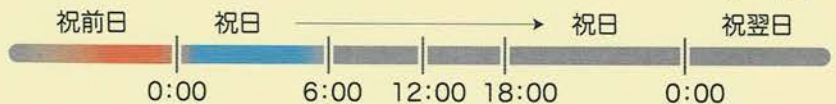
可燃ゴミ出し時間イメージ① 土曜日から月曜日の流れ



土曜のゴミ出しはできません!!



可燃ゴミ出し時間イメージ② 祝前日から祝翌日の流れ



**祝日のゴミ出しはできません!!
金曜日が祝日の場合は回収します。**



注意 可燃ゴミの中に焼却に適さない物が混入するとダイオキシン等の発生原因となり、清掃工場へ搬入出来ません。分別のルールが守られない場合は収集が出来ません。

注意 ゴミ袋には、所定の場所に事業所番号を必ず記入してください。不法投棄の不正・事件などに巻き込まれないためにも必ず記入してください。

注意 ゴミ袋の口は、必ず結んでください。ガムテープなどは、外れて散乱の原因になります。

ゴミの出し方



ゴミはすべて専用のポリ袋に入れ、ゴミ袋の口は必ず結んでください。
破れて散乱するのを防止するためゴミ袋の重量制限をさせていただきます。

45L = 8kgまで

70L = 12kgまで

可燃ゴミ 日月火水木金

生ゴミ

水分を十分切る。

繊維くず

皮製品以外

木くず

竹串等、先のとがったものは紙に包む。枝等は、50センチ以内にまとめる。

廃油

必ず凝固剤で固めるか、紙に染み込ませる。

紙くず

段ボール、新聞紙、雑誌は、資源回収へ。

不燃ゴミ 月木

革製品 皮革

ビニール

卓上用ガスボンベ

金属

ガラス

陶器

ゴム

プラスチック

スプレー缶

使い捨てライター

※必ず使い切ってから

.....

〈上記とは別に危険防止のため、別の袋に入れる〉

資源ゴミ 月木

ビン

ペットボトル

アルミ缶

スチール缶

ビン、カン、ペットボトルは、きちんと分別し、内容物を取り除いて、洗って水気をきる。
※ビンは、割らずに袋に入れる。
※フタ、ラベルは不燃ゴミへ。

段ボール、古紙 火

グリーンマークの世田谷区リサイクルシール

段ボール

※紐でくくる場合はその枚数だけシールを表の段ボールに貼る。大きさに関係なくシール1枚。

新聞紙

雑誌

OA紙

※高さ20cm程度、紐で縛る。シール4枚

その他 要事前連絡 / 別途料金

※長さ30センチを超える物

電球

電池

蛍光灯

家電

消火器

粗大ゴミ

収集の申し込み・お問い合わせ先

※収集日の確認をしてからゴミを出してください。

用賀運送(株)

〒158-0098 世田谷区上用賀5-7-2

TEL 03-3709-5401



分別のルールが守られない場合は収集が出来ません。



1. 商店街指定の場所
2. 専用ポリ袋のサイズ・色・価格
(袋代・収集料金・ゴミの処理料金・消費税込みの価格です。)

				2023.10.1~
可燃ゴミ用	赤	45L	10枚入り	¥3,900
	赤	70L	10枚入り	¥6,000
不燃ゴミ用	緑	45L	10枚入り	¥3,900
	緑	70L	10枚入り	¥6,000
資源専用エコ袋	黄	45L	10枚入り	¥3,900
リサイクルシール (段ボール・古紙・雑誌・新聞)			100枚入り	¥2,800

収集できない物

厳重注意! 法律で処罰されます。必ず専門の業者に依頼してください。

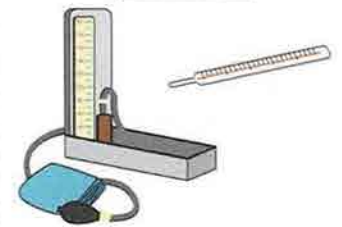
医療系廃棄物



有害・危険性のある物



その他



※産業廃棄物として、廃掃法に指定されている物や水銀廃棄物。

【産業廃棄物とは】 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち

「法で直接定められた6種類」

①燃えがら ②汚泥・残土 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック、及び

「政令で定めた14種類」

①紙くず ②木くず ③繊維くず ④動植物残 ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラス及び陶磁器くず ⑧鉱さい ⑨建設廃材 ⑩家畜の糞尿 ⑪家畜の死体 ⑫煤じん ⑬動物系固形不要物

⑭以上の産業廃棄物を処分するために処理した物。

計20種類の産業廃棄物を指す。これらに含まれない物を一般廃棄物と呼び、家庭・事業系分かれる。

後者は事業系一般廃棄物と呼ばれ、商店街から出る不燃廃棄物などがこれに含まれる。

申込の方法

商店街事務局において随時受付。

※各区廃棄物処理条例において、一般廃棄物収集運搬処理業の許可要件に、事業者は排出したゴミを収集する業者に参加申込書を提出することが定められています。

////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠



不法投棄などの対策

ゴミの不法投棄・マナー違反のゴミに関する情報は商店街事務局または区商連事務局まで。

★ゴミの不法投棄は犯罪であり、行政との連携により徹底的に取り締まります。

////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠ ////// ⚠ WARNING ⚠

お申し込み・お問合せ先

世田谷トラック運送事業協同組合 〒158-0097 東京都世田谷区用賀3-18-4

TEL 03-5716-9028

FAX 03-5716-9029

URL <http://www.setagaya-truck.com>